次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定について

全ての従業員がその能力を十分に発揮できるよう長時間労働の削減、有給休暇の取得方法の改善、促進を図るため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和４年４月１日 ～ 令和５年３月31日まで

２．内容

目標①　令和３年４月より、所定外労働時間を削減するため、毎月１回以上のノー残業デーを実施する。

＜対策＞
令和４年　４月～　　毎月ノー残業デーを設定し、社内広報誌等で取組みの推進を図る。

目標②　有給休暇の取得率向上のため、また、疲労回復を目的とし生産の向上をはかるため、有給休暇奨励日を設ける。

＜対策＞
令和４年　４月～　計画年休とは別に、有給休暇奨励日を５日設定
令和４年10月～　　半期の年次有給休暇の取得状況を把握する。
　　社内広報誌等で、取得の推進を図る。

以 上